

## 受験対策 web 講座

## 受験対策 PointBook

【社会福祉士 編】

## もくじ

## 講座視聴方法

## &lt; 共通科目 &gt;

- |                       |        |
|-----------------------|--------|
| ① 人体の構造と機能及び疾病        | 細田 武伸  |
| ② 心理学理論と心理的支援         | 須田 誠   |
| ③ 社会理論と社会システム         | 武山 梅乗  |
| ④ 現代社会と福祉             | 坏 洋一   |
| ⑤ 地域福祉の理論と方法          | 宮脇 文恵  |
| ⑥ 福祉行財政と福祉計画          | 田幡 恵子  |
| ⑦ 社会保障                | 朝比奈 朋子 |
| ⑧ 障害者に対する支援と障害者自立支援制度 | 増田 和高  |
| ⑨ 低所得者に対する支援と生活保護制度   | 渋谷 哲   |
| ⑩ 保健医療サービス            | 仲井 達哉  |
| ⑪ 権利擁護と成年後見制度         | 山口 理恵子 |

## &lt; 専門科目 &gt;

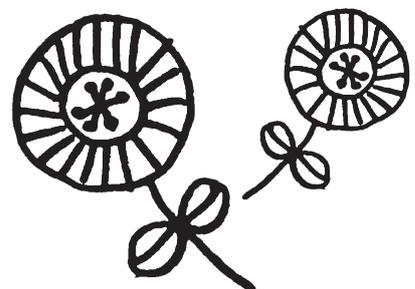
- |                         |        |
|-------------------------|--------|
| ⑫ 社会調査の基礎               | 石川 久展  |
| ⑬ 相談援助の基盤と専門職           | 空閑 浩人  |
| ⑭ 相談援助の理論と方法            | 空閑 浩人  |
| ⑮ 福祉サービスの組織と経営          | 早坂 聡久  |
| ⑯ 高齢者に対する支援と介護保険制度      | 畑 亮輔   |
| ⑰ 児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度 | 南野 奈津子 |
| ⑱ 就労支援サービス              | 若林 功   |
| ⑲ 更生保護制度                | 水藤 昌彦  |

巻末資料①：国家試験出題基準・合格基準・出題実績

巻末資料②：関係団体からのメッセージ

## 【目次とページについて】

各科目中央下には『科目名+ページ数』を記載しています。



第32回社会福祉士  
第22回精神保健福祉士 国家試験

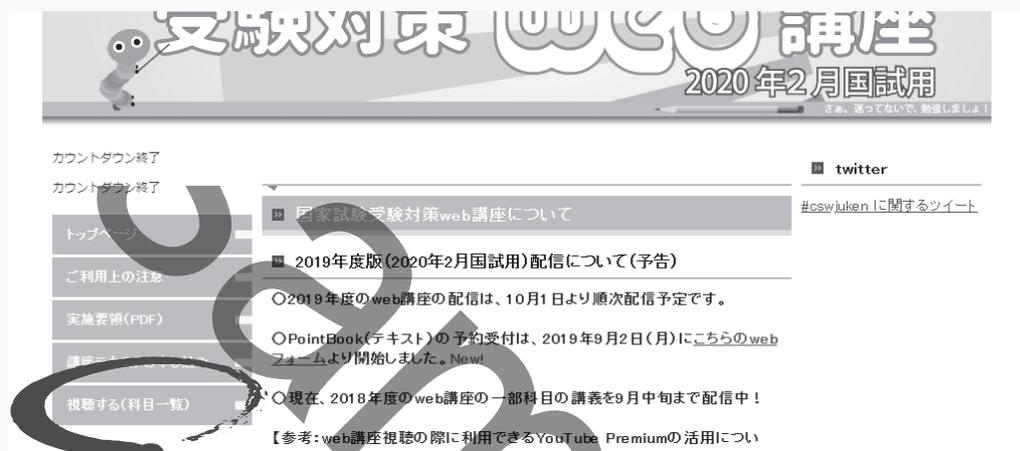
## 受験対策 web 講座

### 視聴方法



アクセス用 QR コード

- ① 日本ソーシャルワーク教育学校連盟ホームページに開設されている『社会福祉士・精神保健福祉士国家試験受験対策 web 講座 特設サイト』にアクセスしてください。
- ② ホームページの左側にある【視聴する（科目一覧）】各科目名をクリックすると、該当科目の講座映像が視聴できます。



- ③ このページ下部の『web 講座の利用について』『ご利用の前に』をよくお読みの上、視聴してください。

### 受験対策 web 講座の 利用について

本連盟がこの web 講座映像配信で利用している動画配信サイト【YouTube】は、利用規約により、講座映像の商用利用を禁止しています。

この web 講座を、パブリックビューイング形式（独自に会場等を設定して講義映像を放映し、複数の方が視聴すること）で利用する場合、参加費等の費用を視聴者から徴収することはできませんのでご注意ください。さらに、受験対策 Point Book をコピーして配布することは、固く禁じます。

なお、【YouTube】の利用規約に違反し、損害賠償や訴訟等法的措置が講じられた場合は、当該違反者がその責任を負うものとし、本連盟は一切の責任を負いません。

### ご利用の前に

- 『受験対策 web 講座』映像や『受験対策 Point Book』は、国家試験直前の受験対策として本連盟が作成しています。『受験 web 講座』映像や『受験対策 Point Book』は、必ずしも国家試験の合格を保障するものではありませんので、各自の判断によりご利用ください。web 講座映像や受験対策 Point Book の視聴・購読によって、視聴した者及びその関係者が不利益を被った場合も、本連盟及び当該科目担当講師は一切責任を負いません。
- 本講座では、個人からの講義内容に関する本連盟及び講師への意見・質問・疑義照会は受け付けておりません。
- 『受験対策 Point Book』は、各講師が国家試験までに最低限押さえておくべきポイントを絞って作成しています。講義内で口頭のみで説明している内容は、各自調べて理解を深めてください。
- 『受験対策 web 講座』映像や『受験対策 Point Book』の内容に万が一訂正があった場合は、特設サイト内の当該講座の視聴ページに訂正・補遺を掲載します。
- 『受験対策 Point Book』の点訳資料及び講義映像内の字幕・手話通訳はご用意できません。
- 乱丁・落丁本はお取り替えますので、現物を着払いでご返送ください。

# 第32回社会福祉士・第22回精神保健福祉士 国家試験 受験対策 web 講座

## 低所得者に対する支援と 生活保護制度 渋谷 哲（淑徳大学）

### ・現職

淑徳大学総合福祉学部社会福祉学科 教授、社会福祉士  
日本ソーシャルワーク教育学校連盟 監事

### ・学歴・経歴

昭和60年淑徳大学を卒業し、横浜市役所（社会福祉職）にて11年間勤務。  
その後、横浜国際福祉専門学校、福島学院大学を経て、平成16年より淑徳大学。  
大正大学大学院修士課程修了、淑徳大学院博士後期課程単位取得退学。

### ・著書

「低所得者への支援と生活保護制度 第4版」（編著）みらい（2017）  
「新版ソーシャルワーク実践事例集」（共編著）明石書店（2016）  
「福祉事務所における相談援助実習の理解と演習」（単著）みらい（2013）  
「ラオスにおける仏教ソーシャルワーク実践の概説」（編著）学文社（2019）等

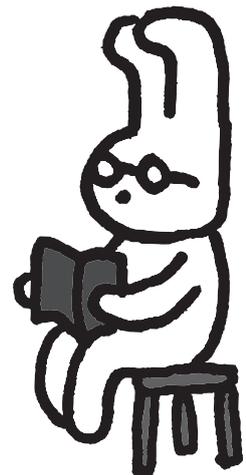
### ・関心ある領域

低所得者福祉、社会福祉実習教育

### ・受験生へのメッセージ

貧困や社会的排除は社会福祉の原点といえ、これが解決・軽減されなければ生存権も薄れてしまいます。ソーシャルワーカーの業務の対象者は様々ですが、どの領域にも低所得者はいますから、この科目で学ぶ知識や支援方法は社会福祉士・精神保健福祉士にとって必須といえるでしょう。

制度の谷間にいて支援が届かない方が沢山います。そのような方に目が向けられる社会福祉士・精神保健福祉士をめざしてください。



## I. 公的扶助の歴史

### 1. (旧)生活保護法 1946(昭和21)年9月

- 1) 国家責任による「無差別平等」の保護が明文化(制限扶助主義から一般扶助主義への転換)
- 2) 実際には扶養可能な扶養義務者がいる場合、労働意欲の無い者・素行不良者と認定された場合は保護しないことができる(欠格条項)とされた
- 3) 市町村→実施機関, 民生委員→補助機関

### 2. 日本国憲法 1946(昭和21)年11月制定

- 憲法25条「生存権」の規定 → 旧法は「生存権」の規定と合致しないから改正必要になった

### 3. 生活保護法の改正(現行) 1950(昭和25)年5月

- 1) 旧法の欠格条項はなくなった。国民が一定の要件を満たす場合は保護を受ける権利を有すること(保護請求権)を認めた。「不服申立て制度」と「指定医療機関制度」を創設
- 2) 有給専門職員の社会福祉主事→補助機関, 民生委員→協力機関

### 4. 社会福祉事業法 1951(昭和26)年3月

- 福祉事務所を創設。都道府県・市は義務設置, 町村は任意設置 → 現在の設置要件

## II. 公的扶助の概念・生活保護の動向

### 1. 概念(定義)・範囲

- 1) 公的扶助とは, 生活に困窮する者や社会的リスクのある者に対し, 国が一定の資力調査(ミーンズ・テスト)や所得調査(インカム・テスト)を要件として, 一般財源(税金等)から経済的な給付(金銭または現物給付)をする制度
- 2) 我が国では一般的に公的扶助は「生活保護」と「社会手当」の2つ

### 2. 公的扶助制度(生活保護・社会手当)と社会保険制度の役割

- 1) 生活保護制度は, 社会保険制度等を活用(社会保障制度による給付が先行)しても生活が困難な場合, 資力調査(ミーンズ・テスト)により最低生活基準の不足分を給付
- 2) 社会手当は, 生活に困っているか否かは関係なく, 受給要件の確認と所得調査(インカム・テスト)により給付

	公的扶助		社会保険
	生活保護	社会手当	
機能	救済的機能(事後的)	防貧的機能(事前的)	防貧的機能(事前的)
調査方法	資力調査[ミーンズテスト]	所得調査[インカムテスト]	調査は条件でない
給付方法	個別的給付	画一的給付	画一的給付
給付内容	最低生活基準の不足分	程度ごとに均一額	程度ごとに均一額
給付種類	金銭給付と現物給付	金銭給付	金銭給付と現物給付
負担方法	公費負担	公費負担	被保険者の拠出
給付期間	最低生活水準のクリア	受給要件の解消	受給要件の解消

※ ただし「公的扶助制度」と「社会保険制度」の比較で出題された時は、「公的扶助制度」＝「生活保護制度」として答える

→ 第 29 回 問題 67 日本の公的扶助と公的年金保険の特質に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

### 3. 保護率

- 1) 1996（平成8）年から増加に転じ、高齢化や景気の減退に伴って保護率が増加
- 2) 2011（平成23）年 保護受給者 200 万人突破 保護率 16.2%
- 3) 2014（平成26）年 保護受給者 216 万人 保護率 17.0%
- 4) 2018（平成30）年3月 保護受給者 211 万人 保護率 16.7% 減少している

### 4. 保護の特徴 [平成 28 年調査]

- 1) 世帯人員：単身世帯が8割弱（78%）、2人世帯（15%）を加えると全体の9割（93%）
- 2) 世帯類型：高齢者世帯（51%）が増加し、母子世帯（6%）やその他世帯（16%）が減少
- 3) 受給期間：全体に長期化傾向。5年以上が5割強（56%）であり、高齢者世帯では6割強（65%）
- 4) 世帯の業態：働いている者がいない世帯（非稼働世帯）は8割強（84%）
- 5) 廃止理由：死亡による廃止が一番多い（38%）

※ 保護の動向は『高齢化』がキーワード ここから連想・予測していく  
前述以外の「何割か」「何%か」といった具体的な数字は覚えきれないので諦める

## Ⅲ. 生活保護制度のしくみ

1. 基本原理と原則 → 「原理」には例外規定なし 「原則」には例外がある

- 1) 目的（法第1条）：「最低限度の生活保障」と「自立助長」（自立支援）
- 2) 無差別平等（法第2条）  
生活困窮の原因は問わず、現に困窮しているか否かという経済的状态に着目して保護は実施
- 3) 最低生活の保障（法第3条）：生存権の「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する

### 4) 保護の補足性（法第4条）

「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」（第1項）

「民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする」（第2項）

- ① 補足性の原理：「生活保護を受ける側の要件」。保護は利用できる資産や能力を活用し、扶養義務者による扶養や他法他施策によるサービスを優先すること
- ② 資産の活用
  - 宅地・家屋は処分価値と利用価値を比較して「保有」か「処分」  
→ 処分の場合は生活福祉資金のリバースモーゲージを活用
  - 生活用品は地域の普及率が70%を超える物は保有を認めている

- 自動車は原則処分だが、障害者の通勤や通院、公共交通機関の利用が困難な地域に居住する者が通勤や通院で使用する場合は保有を認める場合がある

③ 扶養の優先 → 民法の「扶養義務者の扶養」は保護より「優先」するが「要件」ではない  
※ これらの決定・判断は、厚生労働省[大臣]ではなく各福祉事務所[長]

#### 5) 申請保護の原則（法第7条）

「保護は、要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基いて開始するものとする。但し、要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくても、必要な保護を行うことができる」

- ① 申請主義：生活保護は申請行為を前提。申請は「書面」（紙に書かれたもの）を原則としているが、法の主旨から状況によっては「口頭」による申請も認められる
- ② 申請できる者を規定。これはあくまでも申請できる者であり、たとえば友人は要保護者に代わって申請はできないが、福祉事務所に相談することはできる
- ③ 職権保護：要保護者が急迫した時は申請がなくても福祉事務所は保護を行うことができる。これを「職務権限による保護」（職権保護）という

#### 6) 基準および程度の原則（法第8条）

「保護は厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない**不足分を補う程度**において行うものとする」（第1項）  
「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、**これをこえないものでなければならない**」（第2項）

#### 7) 必要即応の原則（法第9条）

「保護は、要保護者の年齢別、性別、健康状態等その個人又は世帯の実際の必要の相違を考慮して、有効且つ適切に行うものとする」

→ この原則により保護基準に「特別基準」や「一時扶助」（臨時的な給付として）がある

※ 法8条と9条の条文には「性別」とある。1984（昭和59）年までは第1類が性別で基準が異なっていたが、現在は性別による差はない。しかし条文が改正されていないので、設題文に条文がそのまま示された場合は、「性別」が書かれていても「誤りでない」として解答  
→ 第28回 問題64 選択肢2 ○ この法律による保護は、要保護者の年齢別、性別、健康状態等その個人又は世帯の実際の必要の相違を考慮して、有効且つ適切に行われる

#### 8) 世帯単位の原則（法第10条）

「保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。但し、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる」

- ① 世帯単位：制度は個々人に保護請求権を保障する考え方だが、保護の要否、保護の種類や支給額については、その要保護者が属している世帯を単位として行われる
- ② 世帯分離：ただし世帯単位が実態とあわない時は、個人を単位として認定できる。これを「世帯分離」という。たとえば、生活保護では大学通学は認めていない（保護費が給付されない）ので、通学する者を世帯分離して、その他の者を世帯として保護を行っている